

公益財団法人 情報通信学会

役員、評議員及び職員の国内出張旅費に関する規則 (旅費規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の役員、評議員及び職員の国内出張旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 定款第21条第1項の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員 定款第8条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (3) 職員 定款第44条第1項の規定に基づき置かれる者をいう。
- (4) 旅費 交通費、宿泊料をいう。

(旅費の支給)

第3条 役員、評議員又は職員が学会の職務又は事務のために国内出張をしたときは、別表に定める基準に従って旅費を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、職務又は事務の遂行上最も経済的な経路及び方法によって計算する。但し、職務若しくは事務の都合又は天災、交通事故その他やむを得ない事由で予定の順路によることができなかつたときは、実際に経過した経路及び方法によって計算する。

(旅費の支給方法)

第5条 旅費は、銀行振込み又は現金払いの方法により支給する。

(旅費の分担)

第6条 旅費の全部又は一部について他から支給される場合には、この規則により計算された金額との差額を支給する。

(役員、評議員及び職員以外の者の出張)

第7条 役員、評議員及び職員以外の者が、学会の依頼により出張したときは、その者の学識、経験、社会的地位等を考慮し、役員、評議員又は職員に準じて旅費を支給する。

(旅費の調整)

第8条 会長は、この規則に定めるところにより旅費を支給した場合に、特別の事情又は当該出張の性質上、不当に出張の実費額を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなるときは、その実費を超える部分又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年6月18日第10回評議員会決議）

この規則は、平成25年6月18日から施行する。

別表（第3条関係）

鉄道賃	<p>普通旅客運賃を支給する。なお、距離により次の料金を各加算する。</p> <p>(1) 片道 100Km 以上 特急料金, 急行料金, 指定席料金</p> <p>(2) 片道 500Km 以上 グリーン料金（但し、新幹線区間を除く。）</p>
船舶賃	<p>普通（2等）旅客運賃を支給する。但し、必要な場合は特急料金, 急行料金, 指定席料金を加算することができる。</p>
航空賃	<p>次の場合に限り、航空賃（実際にその搭乗に要した費用）を支給する。</p> <p>(1) 他の交通機関に比して運賃, 出張日数の短縮等経済的かつ合理的な事由がある場合</p> <p>(2) 職務又は事務の遂行上必要がある場合</p>
車賃	<p>職務又は事務の遂行上必要と認められる場合は、バス, タクシー等の料金（実費）を支給する。但し、タクシー・ハイヤー等の料金は、職務又は事務の遂行上の理由により緊急を要する場合、又は電車・バス等通常の交通機関がない場合に限り支給する。</p>
宿泊料	<p>次の金額を上限として、実費を支給する。</p> <p>(1) 役員 11,800 円</p> <p>(2) 評議員 11,800 円</p> <p>(3) 職員 9,800 円</p>